



市では、病後回復期のお子さんを対象に、病後児保育事業を実施しています。病気の回復期で、自宅での静養が必要なお子さんを、保護者が就労等の理由

子育て支援しています

各種保育制度のご案内

病後児保育事業
病み上りのお子さんを専用の保育室でケア

により保育できないとき、施設の看護師や保育士が専用の保育室で一時的に保育します。

▽実施施設 病後児保育室すみれ(河原口1599-1) ☎234・4152

■保育支援サービス一覧

保育施設	制度	保育日	保育時間	保育料	食事	対象児童	申し込み方法
つちのこ保育園 (杉久保2586-1 ☎238・3707)	一時保育	月~金 (祝・年末年始除く)	8時30分~17時のうち 8時間以内	1日(4時間超8時間以内) 2歳~ =2200円 半日(4時間以内)	食費 300円/1日 (1日利用の場合と、10時30分~14時30分の間に保育する場合)	原則として 生後3カ月~就学前	事前に電話連絡し、園発行「一時保育利用申込書」「特定保育利用申込書」に必要事項を明記し、施設へ 〔持ち物〕印鑑、保険証 〔予約受付期間〕保育日の1カ月前から1週間前まで
	特定保育	保育園の開園していない日祝(年末年始除く)	8時30分~18時のうち 9時間以内	1時間400円	各自昼食持参(おやつ・飲み物は園で用意)	●市内認可保育園に入所している ●保育所入所後1カ月経過している	原則、直接市児童福祉課へ(つちのこ保育園経由も可) 〔持ち物〕保険証の写し、(必要に応じて)就労証明書・診断書等 〔予約受付期間〕原則、保育日の3カ月前から1カ月前まで
	休日保育	保育園の開園していない日祝(年末年始除く)	8時30分~18時のうち 9時間以内	1時間400円	各自昼食持参(おやつ・飲み物は園で用意)	●市内認可保育園に入所している ●保育所入所後1カ月経過している	原則、直接市児童福祉課へ(つちのこ保育園経由も可) 〔持ち物〕保険証の写し、(必要に応じて)就労証明書・診断書等 〔予約受付期間〕原則、保育日の3カ月前から1カ月前まで
保育所すこやかハウス (河原口1599-1 ☎234・4152)	一時保育	月~金 (祝・年末年始除く)	8時30分~17時のうち 8時間以内	1日(4時間超8時間以内) 2歳~ =2500円 半日(4時間以内)	食費 300円/1日 (1日利用の場合と、9時~15時30分の間に保育する場合)	原則として 生後3カ月~就学前	事前に電話連絡し、園発行「一時保育利用申込書」「特定保育利用申込書」に必要事項を明記し、施設へ 〔持ち物〕印鑑、保険証の写し、母子健康手帳、お子さんの顔写真 〔予約受付期間〕保育日の1カ月前から1週間前まで
	特定保育	保育園の開園していない日祝(年末年始除く)	8時30分~17時のうち 8時間以内	1日(4時間超8時間以内) 2歳~ =2500円 半日(4時間以内)	食費 300円/1日 (1日利用の場合と、9時~15時30分の間に保育する場合)	原則として 生後3カ月~就学前	事前に電話連絡し、園発行「一時保育利用申込書」「特定保育利用申込書」に必要事項を明記し、施設へ 〔持ち物〕印鑑、保険証の写し、母子健康手帳、お子さんの顔写真 〔予約受付期間〕保育日の1カ月前から1週間前まで
☆病後児保育は、併設の「病後児保育室すみれ」で実施	病後児保育	月~土 (祝・年末年始除く)	7時30分~18時30分 (土は18時まで)	1日 2000円 (利用時間にかかわらず1日1回の利用料金) ※生活保護法による被保護世帯の方も負担	食費 350円/1日 ※生活保護法による被保護世帯の方も負担	●市内在住で生後8週間~就学前 ●保護者の仕事等の都合で保育の必要性がある	園発行「利用申請書」に必要事項を明記し施設へ 〔持ち物〕診断書(医師連絡票)、保険証の写し、母子健康手帳、生活保護受給者証(対象者のみ)
かしわ台あおぞら保育園 (柏ヶ谷555-6 ☎236・0522)	一時保育	毎日	8時~18時のうち 8時間以内	1日(4時間超8時間以内) 2歳~ =2500円 半日(4時間以内)	食費 300円/1日 (回祝は昼食持参)	原則として 生後6カ月~就学前	事前に電話連絡し、園発行「一時保育利用申込書」に必要事項を明記し、施設へ 〔持ち物〕保険証の写し、(必要に応じて)就労証明書・診断書等 〔予約受付期間〕保育日の1週間前から2日前まで
			8時~18時のうち 8時間以内	1日(4時間超8時間以内) 2歳~ =2500円 半日(4時間以内)	食費 300円/1日 (回祝は昼食持参)	原則として 生後6カ月~就学前	事前に電話連絡し、園発行「一時保育利用申込書」に必要事項を明記し、施設へ 〔持ち物〕保険証の写し、(必要に応じて)就労証明書・診断書等 〔予約受付期間〕保育日の1週間前から2日前まで

小学校就学前までのお子さん
▽利用時間 園々田7時30分~18時30分(土は18時まで) 回祝年末年始除く

▽利用料 一人1日2000円
▽利用方法 原則

として、利用前日の15時までに、電話で施設に申し込んでください。▽必要書類 利用申請書、海老名市医師会所属医療機関発行の医師連絡票(発行手数料1000円)を申し込み時または利用当日に、施設に提出。※市外の医療機関等では医師連絡票の料金が異なります。

このほか、保護者の方の都合で家庭での保育が困難なため、各種保育制度を実施しています(左表)。

一時保育は、保護者の一時的な就労・病氣・出産、ま

第8回えびな市民ウォーク

市では次のとおり、「第8回えびな市民ウォーク」を開催します。目的・体力に応じて3つのコースを用意しています。

▽日時 9月21日(日)8時受付、9時スタート。14時最終ゴール

▽コース(いずれも中央公園スタート・ゴール)

①ファミリーコース(家族向け・約5km)：海老名警察署前・海老名高校前・中央農業高校・中新田かかしまつりなど

②健脚コース(体力に自信がある方向け・約12km)：望地から目久尻川沿い・北部公園・今泉地区かかしまつりなど

③史跡コース(史跡などに興味のある方向け・約5km)：(ひさ)塚古墳・相模国分寺跡など ※海老名史跡ガイドボランティアの会(会費によるガイド付き)

▽対象 健康な方で、大会の決まり・ウォークマナーを守る方(小学生以下は保護者の同伴が必要)

あるつくえびな

第8回えびな市民ウォーク

参加者募集

▽定員 ①と②合わせて先着850人、③先着150人
▽参加費 200円(中学生以下は無料)
▽その他 完歩者には参加賞を進呈。また、景品が当たる抽選会に参加できます。

▽申込 直接または電話・ファクスはがきで、①希望コース名②氏名(ふりがな)③年齢④住所⑤電話番号(グループで申し込む場合は、全員の住所・氏名・年齢・電話番号を、文化スポーツ課 ☎235・4927)へお知らせください。8月29日(金)必着。

※市ホームページ「第8回えびな市民ウォーク」から申し込みできます。

子育て短期入所事業

市では、さまざまな事情でお子さんを一時的に養育

たはリフレッシュなどの際に、一時的にお子さんを預かる制度です。

特定保育は、保護者が就労・職業訓練・就学などにより一定の時間(1カ月当たりおおむね64時間以上96時間未満)お子さんを保育することができないと認められる場合に、保育所で預かる制度です。

〔休日保育〕
保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭でお子さんの保育ができないときに保育園で預かる制度です。対象は、市内の認可保育所に入所しているお子さんです。

☎ 児童福祉課 ☎235・4824

児童扶養手当制度と特別児童扶養手当制度

〔児童扶養手当〕
父母の離婚や父親の死亡

できない保護者に代わり、宿泊でお子さんを預かる「子育て短期入所事業」を実施しています。

特定保育は、保護者が就労・職業訓練・就学などにより一定の時間(1カ月当たりおおむね64時間以上96時間未満)お子さんを保育することができないと認められる場合に、保育所で預かる制度です。

〔休日保育〕
保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭でお子さんの保育ができないときに保育園で預かる制度です。対象は、市内の認可保育所に入所しているお子さんです。

☎ 児童福祉課 ☎235・4824

〔特別児童扶養手当〕
知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している父母などを対象に、手当を支給します。

〔児童扶養手当〕
▽対象 市内在住で離乳食が完了している2歳以上小学校就学前までのお子さん
▽利用期間 原則として1回につき7日(6泊)以内
▽入所施設 児童養護施設成光学園(座間市緑ヶ丘4-20-21) 費用 一人1日2000円(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料)。食事代は、1食300円。

▽詳しくは、子ども家庭相談室 ☎235・4825へ。

○現況届は8月29日までに既に児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方には、市から現況届のご案内を送付していますので、8月29日(金)までに手続きしてください。

☎ 児童福祉課 ☎235・4823

たはリフレッシュなどの際に、一時的にお子さんを預かる制度です。

特定保育は、保護者が就労・職業訓練・就学などにより一定の時間(1カ月当たりおおむね64時間以上96時間未満)お子さんを保育することができないと認められる場合に、保育所で預かる制度です。

〔休日保育〕
保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭でお子さんの保育ができないときに保育園で預かる制度です。対象は、市内の認可保育所に入所しているお子さんです。

☎ 児童福祉課 ☎235・4824

〔特別児童扶養手当〕
知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している父母などを対象に、手当を支給します。

〔児童扶養手当〕
▽対象 市内在住で離乳食が完了している2歳以上小学校就学前までのお子さん
▽利用期間 原則として1回につき7日(6泊)以内
▽入所施設 児童養護施設成光学園(座間市緑ヶ丘4-20-21) 費用 一人1日2000円(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料)。食事代は、1食300円。

▽詳しくは、子ども家庭相談室 ☎235・4825へ。

○現況届は8月29日までに既に児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方には、市から現況届のご案内を送付していますので、8月29日(金)までに手続きしてください。

☎ 児童福祉課 ☎235・4823